

第8期沖縄県高齢者保健福祉計画について

(計画期間:令和3年度～5年度)



沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課

1. 沖縄県高齢者保健福祉計画とは

「老人福祉計画(老人福祉法)」
「介護保健事業支援計画(介護保険法)」

- ・2つの計画を一体的に作成
- ・他計画との整合性、調和
- 「地域福祉支援計画」「健康おきなわ21」「医療計画」「高齢者居住確保安定計画」等
- ・5つの基本的方向で施策を展開

老人福祉計画

- 本県の高齢者保健福祉施策の基本計画
- 介護保険の対象とされていない高齢者保健福祉サービスや関連施策等を明記



基本的方向1：高齢者の活躍の支援と暮らしの安心・安全の確保

○高齢者の多様な活動の支援

- ・「おきなわかりゆし長寿大学」での地域活動の担い手の育成
- ・「沖縄ねんりんピック」の開催や、「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」への参加支援

○高齢者の雇用・就業機会の確保

- ・70歳までの就業機会の確保

○暮らしの安心・安全の確保

- ・災害、感染症、事故、犯罪、消費問題からの暮らしの安心・安全の確保
- ・バリアフリーのまちづくり(建築物、歩行空間、都市公園、公共交通機関)

介護保険事業支援計画

- 本県の介護保険給付の円滑な実施を支援するための計画
- 介護サービスの計画量・定員、地域包括ケアの構築、介護人材確保対策等を明記



基本的方向2：住み慣れた地域での暮らしを支える地域包括ケアシステムの推進

○高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止の推進

- ・リハビリテーション専門職を活かした自立支援
- ・住民全体の「通いの場」の充実、地域づくりの推進
- ・健康寿命を延ばすための、生活習慣病の予防や運動機能・口腔機能の維持

○医療と介護の連携

- ・在宅医療と介護の連携(多職種連携、入退院支援)、在宅医療の充実
- ・医療関係職(医師、歯科医師、薬剤師、リハビリテーション専門職等)の養成・確保

○高齢者の住まいの充実

- ・養護老人ホーム等の生活支援のための施設の維持
- ・有料老人ホーム等高齢者向け住宅の質の確保
- ・民間賃貸住宅への入居支援

○生活支援体制の整備

- ・ボランティア、元気高齢者等の多様な主体による生活支援の提供体制の構築支援
- ・交通手段の確保等に向けた市町村と連携した取組の推進
- ・介護に取り組む家族等への支援(ワークライフバランスの推進等)
- ・県民への啓発(介護の日、児童生徒への高齢社会等への理解の促進)
- ・地域共生社会の実現に向けた取組の推進

○高齢者の権利擁護

- ・日常生活の自立支援、成年後見制度の推進
- ・高齢者虐待の防止(高齢者虐待防止ネットワーク構築促進)

基本的方向3：介護保険サービスの充実及び質と安全の確保

○サービス量の見込と基盤整備

- ・居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス毎のサービス見込量を示す ※
- ・施設、居住系サービスの必要入所定員総数(整備量)を示す ※
- ・離島等におけるサービス確保の支援策を示す

○介護給付の適正化の推進

- ・介護給付費の見込量、第1号被保険者の介護保険料を示す。 ※
- ・適正化のための市町村取組の支援や低所得者への負担軽減策を行う。

○介護サービス等の質の向上及び安全の確保

- ・事業者に対する指導監督、第三者による事業所評価、苦情解決体制の整備による質の確保
- ・介護サービス情報の公表
- ・新型コロナウイルス感染症等に係る施設における集団感染の防止

基本的方向4：認知症対策の推進

○国全体での認知症施策の強力な推進(認知症施策推進大綱)

- ・「共生」と「予防」を車の両輪とした施策の推進
⇒ 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「共生」の基盤の下、通いの場の拡大などの「予防」の取組を進める。
- ・認知症サポーターやキャラバンメイトの養成、認知症の本人による発信の支援等を通じた認知症に関する理解の促進
- ・認知症指定医療機関の指定や、医療従事者や介護従事者の認知症対応力向上の促進(各種研修の開催)等による早期発見・早期対応、医療体制の整備
- ・認知症カフェ普及等による介護者の負担軽減の推進

基本的方向5：介護人材の確保・育成・定着

○介護人材の将来推計

- ・2025年及び2040年の介護人材の需要数と供給数を示す ※
- ・全国的な介護人材不足が更に進むことが見込まれる

○国全体での介護人材確保対策の推進、 地域の実情に応じた対策の総合的推進

- ・「地域医療介護総合確保基金」を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための取組の実施

○介護人材の参入促進

- ・テレビや印刷物等を活用した県民への介護職の魅力発信
- ・教育機関と連携した若者への魅力発信、参入促進

○介護人材の育成

- ・介護支援専門員や介護福祉士等の育成及び資質の向上

○労働環境・処遇の改善

- ・介護職員処遇改善加算の取得支援

○業務の効率化

- ・文書の削減、介護ロボット・ICT導入による介護職の負担の軽減、業務の効率化

2. 策定のポイント

基本指針について（厚生労働省告示）

第8期計画において記載を充実する事項

1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- 2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定
 - ※基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保）を踏まえる必要がある旨は第7期から記載。
 - ※指定介護療養型医療施設の設置期限（2023年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載。
 - ※第8期の保険料を見込むに当たっては直近（2020年4月サービス分以降）のデータを用いる必要がある。

2 地域共生社会の実現

- 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

- 一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
- 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載
- 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。）
- 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
- 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
- PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
- 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

- 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）
- 教育等他の分野との連携に関する事項について記載

6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

7 災害や感染症対策に係る体制整備

- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載